

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷一十第

## 論 說

農業社會主義論(一)……………法學博士 河田 嗣郎

累進課税の弱點に就きて……………法學博士 神戶 正雄

支那古來の限田說……………文學士 小島 祐馬

價值論上のリカアドとマルクス(一)……………經濟學士 堀 經夫

人格主義の立場に於ける經濟と人生の(一・二・完)……………法學士 石川 興二

## 時事問題

排日問題に就きて……………法學博士 神戶 正雄

我海運政策に對する國民の反省……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

三種の「資本論」邦譯……………法學博士 河 上 肇

世界戰爭と人口の變動……………法學士 沙見 三郎

朝鮮干瀉地利用論……………經濟學士 三田村 一郎

新著紹介……………法學士 沙見 三郎

# 經濟論叢

第十一卷 第四號 (通卷第六十四號)

大正九年十月發行

## 論說

### 農業社會主義論(一)

河田 嗣 郎

#### 一 農業社會主義の意義と地位と分派

廣く社會主義と呼ばれるものの中には、諸多の流派の區別さるべきものあることは絮説を待たぬ。而して社會主義を研究する人々の間に於て或人々は此の區別をば社會主義的見解の據て立てる思想の根據特に其の世界觀人世觀の相違よりして試んと欲し、或は哲學的に或は倫理學的に社會主義思想を吟味して這間に於ける思想の相違を理由として社會主義の分派を識別せんとする。然るに他の人々は、元來社會主義思想には斯かる哲學上や倫理學上の見地の相違は之に依て以て

社會主義の流派を區別し得べきほど明瞭に顯はされては居ないと主張し、社會主義の分派を立てんと欲せば寧ろ社會主義が社會組織を改造する上に於て現實に目的とする所に據り、それが政治上並びに經濟上に行はんとするプログラムに應じて之を爲さなければならぬとする。

社會主義の分類に關する此の所見地は何れにも理由あることで一概に一方を取つて他方を排斥することは出來ぬが、然し社會主義の分派はたゞ社會主義の研究を爲す者が學問上や論議上の便宜の爲めにする分類たるばかりではなく、現實に各分派は分派として世に存在し各々旗幟を立てて實際運動をも行ふ次第なのだから、社會主義の分派に就いて論ずるに當つては、其の現實に目的とする所を顧慮することは已み難い所である。

今私が論題として居る農業社會主義の如きも、若し社會主義を其の哲學的見地の上から分類するといふことになれば、一派の社會主義學派とはなり得ない次第で、此中に包含さるゝ諸多の人の見解は相別れて諸多の流派の間に分屬せなければならぬこととなる。然るに社會主義を其が社會組織の改造上現實に目的とする所に應じて區別することになれば農業社會主義といふ一分派の存立し得べき餘地が出て來ることとなる。尤も此意味に於ても農業社會主義なるものは、此を獨立の一分派と見るよりも、其中に屬すと考へらるゝ一部の人々の見解は之を、コレクティブイズム集産主義の中に入れて、他の一部の人々の見地は寧ろ之を社會主義系統中より除籍して社會改良論の中に入れてしま

うを正當とするかも知れぬ。

こんな有様で農業社會主義なるものは彼の集産主義や共產主義と併立して、乃至は又彼の無政府主義の如きと對立して、社會主義の一分派として押しも押されもせぬ地位を要求するに足るほど纏つたものではない。それほど纏つたものではないけれども、然し兎も角それが將來に於ける社會組織の構成上に於て目的とする所は現實に又明確に定まつて居り、之に關する學理の系體もほぼ整つて居り、又之に依る實際運動も行はれ得べく又或程度に於ては既に可也熾に行はれて來た次第だから、姑く之に社會主義の一分派たる地位を與へても不當ではあるまい。

右の理由からして私は茲に或種の人々の之を稱するが儘に『農業社會主義』なる題名を掲げて、之に屬する諸多の人々の見地を叩いて見ることにした。

然らば抑も農業社會主義とは如何なる見地を指すものかといへば、之は固より是に關して思想の傾向と所論の立場とを同うする多くの人々の披瀝せる見解をすつくり述べてしまつた上でなければ斯うだとは言へぬ所だけれども、試に先づ以て一言にして之を掩つて見れば、生産の要素中の隨一要素たる土地に就いて全然其の私有制度を廢止するか、然らざれば大いに現時の所有權を制限して、之を社會の公有に移すか、然らざれば土地の使用より生ずる利益の大部分——特に土地本來の性能より生ずる利益——を社會の共用に歸屬せしめんとする見解之である。<sup>1)</sup>

1) K. Diehl, Ueber Socialismus, Kommunismus und Anarchismus, 2. Aufl. Jena 1911, S. 8 ff.

されば農業社會主義なるものは、それが生産の要素中たゞ單に土地の私有制をのみ廢止せんと欲し土地以外の資本の私有制は之を其儘に存置せんとする所より觀れば、集産主義の主張に比して退一步なるものたるに過ぎぬ。

惟ふに生産の要素としての土地を以て一種特別のものゝ觀、之を全然他の資本財と區別して、特別の地位を與へ特別の取扱をするといふことは、純粹なる經濟理論の上から云へば、十分なる根據なきものとせなければならぬであらう。けれども之を經濟理論の上より觀たる財又は資本財の區別として考へず、之を法制や社會生活の上の實際の利害關係から觀る時には、土地と其他の資本財との間には可也著明なる區別の認むべきものがある。特に開明諸國の法制史を見れば明かなる如く土地に對する所有權の發達に至つては、之を動産に對する所有權の發達と比較して、頗る其趣を異にせるものがある。即ち前者は後者に比して遙かに其の發達の後れたるのみならず、土地私有制度の樹立せられたる後に於ても、一般公益上の理由に依つて之に對しては動産所有に對するよりも常に多くの障礙が感ぜられ從て遙かに多くの制限が附せられて來た。

普通の資本財の所有と土地の所有との間に存する此の區別は、農業社會主義者と呼ばるゝ人々に依つて、特に嚴峻に唱道せらるゝ。此等の人々は諸國に於て從來土地の所有に對して設けられたる多くの制限を以て未だ甚しく不十分のものゝ爲し、更に大いに之を制限するの必要を感じ、

進むでは全く土地私有制を廢止せざるべからずとするものである。而して此の制限の程度——詳言すれば土地私有制を制限するを以て満足する者と之を全廢せざるべからずとする者との區別——に從て、土地改良論者と本來の農業社會主義者との區別が認められる。即ち一般的に農業社會主義者及び土地改良論者と呼はるゝ人々は、現時の農業法制を根柢的に改革するか、然らざれば根本的なる税制の改革に依つて、現時の土地所有制に關して完全なる改造を行はんとする種々の見解を執れる人々を總稱するのだから、其中には進みたる社會主義的見解を持つる者もあれば、又穩和なる税制改良論者たるに過ぎざる者もあるのである。

されば今農業社會主義に關する研究を試むるに當つては、其の主張を有する人々を大體に於て二種に區別するを必要とする。一方の種類に屬する者は其議論の系統から云へば社會主義者たるに外ならぬ人々である。彼等は現時の私經濟的なる生産方法をば根本的誤れるものと觀、一般的に私有財産制を廢除せざるべからずとする。從て其の主張が土地私有制の廢止に存するは唯之れ一般的なる私有制廢止の第一歩たるに過ぎぬ。彼等は土地の私有制を以てあらゆる私有制の中に在つて不平等の最も著明なるものと觀、先づ此制度を廢除して萬人をして先づ第一番に土地に對する平等なる利用を得せしめんと欲するのである。然るに他の種類の人々は生産手段の私有制に反對するといふ意味に於ける社會主義者ではなく、私有的なる資本制は之を維持すべきものな

りとする。然るに彼等は此の私經濟的なる組織制度が土地所有制の爲めに紊亂せらるゝと考ふるが故に即ち土地改良論者としてたゞ彼の土地所有權に對して打撃を試むる。此の後者には又更に二派の區別すべきものがある。一は之を農業社會主義的土地改良論者と名くべきで、彼等は土地の私有制を全廢し、土地は之を國家又は其他の公共團體の所有に移し、私人はたゞ其の使用權をのみ享受すべき制度を立てんとする。他は之を狹義の土地改良論者と名くべきで、土地私有制は之を維持したゞ其の所有より生ずる不勞所得たる地代の私人所得をば租稅又は他の方法に依つて除却せんと企つる。

右はカール、デイール氏(Karl Diehl)の試みた區分だが、甚だ妥當のものと思はるゝが故に、以下私は此の區分に從つて、諸派の人々の論議の大様を窺つて見たいと思ふ。

## 二 社會主義的土地改良論者

此派の代表者としてはトーマス、スペンス Thomas Spence 及びゼームス、ブロンテール、オーブライエン James Bronterre O'Brien の二氏を擧げなければならぬ。

トーマス、スペンスは土地の國有或は地方團體有を主張し、然かも近時の社會主義者の遺方やうに其の計畫を提げて端的に一般公衆に向つて其説を訴へたる最初の人である。彼は一七五〇

2) K. Diehl, a. a. O. S. 68.

年にニューキャッスル New-Castle-upon-Tyne の貧家に生れ、青年時には其の生地にて學校教師を務めて居た。一七七五年十一月八日に彼は其地の或哲學會の席上に講演を試みたが、其講演に於て彼は彼れの土地所有制に關する改革の主張の大綱は殆んど悉く之を明かにした。其の講演の内容は後に一七九六年に至つて『自由の正午』The Meridian Sun of Liberty と云ふ書名で公刊されたが、スペインの土地制度改革に關する四十年間の活動は必竟此の講演に於て示されたる大綱の外に出でなかつたのである。而して此の講演の結果彼は倫敦に移住せなければならぬこととなり、其後は引續き倫敦に於て其思想の宣傳に努め屢次政府の迫害を被つた。彼は一八一四年九月に死去したが、死後其の弟子等は多數に残つて運動を繼續し、一八一七年には先師の見解に従つて其計畫の實現を期せんが爲めに一揆を企つるに至つたと傳へられて居る。然しその計畫は政府の爲めに未然に抑壓せられてしまつた。そして又當時はロバート、オウエンが熾に活動して居た時分であつたから、スペインの勢力は忽ちにオウエンの赫赫たる盛名の爲めに掩はれてしまつた。スペインの見解は土地の使用に關して自然的平等觀を執つたもので、前掲『自由の正午』に於て彼は述べていふやう

或國又は或地方に於ける土地及び土壤は、其の表面又は内部に附着し又は其中に含有されるあらゆる物と共に、何時でも其國又は其地方の生存せる住民に一樣平等に所屬するは明かである

ある。元來土地及び其の生産物に依て生存せざるものゝてはない次第なのだから、従て吾々はそれなしには生存することの出来ぬものに對しては、恰も吾々の生命に於けるが如くに、同一様な所有權を有するのである。と。

Hence it is plain, that the land or the earth, in any country or neighbourhood, with every thing in or on the same, or pertaining thereto, belongs at all times to the living inhabitants of the said country or neighbourhood in equal manner. For as I said before, there is no living but on land and its productions, consequently, what we can not live without, we have the same property in, as in our lives. (The Meridian Sun of Liberty, p. 6).

然るに土地私有制は此の平等なる權利主張に反するものだから速かに廢止されて、各人をして皆等しく其の權利を享受し得べきやうにせられなければならぬと彼は主張する。即ち彼の考に依れば、土地私有者に依る土地の不當なる所有は、之れあるが爲めに労働者階級をして徒手空食の所有者階級の爲めに働かざるを得ざるに至らじめ、又之に他の犠牲をも齎さなければならぬやうに強制さるゝに至らしめ、實に之れ労働階級の骨めつゝあるあらゆる不幸の源である。斯るが故に土地の所有制は、各々の住民が之に對して一様同等なる權利を享受し得るやうな仕方に於て改革せられなければならぬといふのである。

そこでスペンスは土地は其附屬物及び含有物と共に地方團體の所有に移されなければならぬものなりと主張する。そして彼が週刊雜誌 *Fig's Meat* に於て土地の利用方法と其收益の分配方法とに關して公にして居る意見に依ると、地方團體は決して其の所有を他に移すことをしてはならぬけれども、併し地方團體自ら之を耕作經營するの必要はなく、最も多くの小作料を支拂はんと申出づる者に對して、七年の期間を定めて小作に附すべきものとする。此の小作料の内からは先づ第一に租税と其他の公共的費用の爲めに要するものが控除せられ、其の殘餘は地方住民の間に平等に分配せらるべきものとするのである。

以上の見解だけを見ればスペンスはたゞ農業社會主義者たるに過ぎぬやうだけれども、實は彼はユートピア派の社會主義者であつて、將來に於ては私有財産制全部の廢止を行はなければならぬといふ主張に立つて居る。然るに特に土地私有制度の廢止さるべきを主張したのは、私有財産中に在つて土地私有制が最も著明なる又最も不條理なる特權であつて、先づ第一番に廢止されなければならぬものと考へたからである。即ち彼は英佛に於ける自然法學派の見地に立つもので、各個人の自然法的平等を認め、之を經濟生活の上にも實現せしめんと欲した。必竟彼は政治的には急進的なる共和主義者で經濟的にはユートピアン、ソシアリストであつたと云へる。そして彼の見地は大いに宗教的要素を交へたもので、『急速に近づきつゝある善き時代の輝かしき豫想』*The*

Glorious Prospects of better Times, which are fast approaching」といふ一文に於て述べて言ふには、自然が消すべからざる文字を以て各人の肝に銘したる個人の權利は再び確立せられなければならない。各人の造られたる彼の根本的なる平等は人爲的なる不平等に代つて表はれなければならない。富と所有とは、貪慾と怠惰との手中より奪ひ去られて、各人の間に其人々の功勞に従つて公平に分配せられなければならない。

併しスペンスの社會主義者としての一般的見地は寧ろ背景を爲すに過ぎないで、其主張は主として土地制度改革に於て表はれたのであるが、彼の見解は前にも一言したやうに時の政府の壓抑政策とロバート・オウエンの運動との爲めに壓迫せられ又其影を掩はれて、多く舞台の正面に立つことが出来なかつた。然るに彼の七月革命の行はれし以後に於ては、漸く表面に顯はれて來るやうになり、土地國有といふことは、帝に議會の改造や其他之に類する政治的方策のみを以てしては到底現存の社會狀態の有する恐るべき欠陥を救治するに足らずと考ふる急進的なる改革論者等の好むで用ゆる標語となつてしまつた。<sup>3)</sup>

此等の急進的なる民主主義者の中には、William Carpenter と James Bronterre O'Brien を數ふることが出来る。William Cabbett も亦一八三五年に於ける其死の少し以前に公にせられ廣く讀まれたる著述に於て、英國の地主制に對して激烈なる論撃を試みた。然し彼は土地私有制度の廢止

3) Dr. A. Menger, Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag. 4. Aufl., Stuttg. u. Berlin, 1910, S. 139 fg.  
K. Diehl, a. a. O. S. 69 fg.

を主張したわけではなく、たゞ土地の所有者は其の地域内に住ふ人民を随意に放逐して其地を清める(明ける)(clearing the estate)といふやうなことをしてはならぬことや、又貧困者に對しては困難時には十分なる補給が與へられ、然かもそれは恩恵としてではなく、彼等が之を權利として享受し得るやうにせられなければならないといふが如き温和なる決論に達したに過ぎなかつた。<sup>4)</sup>

されば社會主義的土地改良論者の第二の代表者としてはどうしてもオート、ブライエンを掲げなければならぬ。彼は人も知る如くチャーチストの領袖として有名で、其の見解は頗るオウエンに負ふ所が多い。そして彼の土地私有制廢止の主張も亦更に大いなる社會改革のプログラムの一階段たるに過ぎぬ。即ち彼も亦土地私有制を以て一般的に私有財産制の廢止さるべき中に在つて先づ第一に廢除せらるべきものと考へたのである。然し彼は同時に資本及び貨幣の所有制の不條理なるを見て、そが依て以て民衆の利益の醜斷さるゝ手段たるを思ふ所から、土地私有制の廢止と同時に信用及び貨幣制度の大改革を斷行して、現存の弊害を除去せざるべからずと主張することを忘れなかつたのである。

オート、ブライエンの見解は一八八五年に公にされたる其遺著「奴隸制度の起原と發達と形態」The Rise, Progress and Phases of Human Slavery 中に於て之を窺ふことが出来る。

彼は常に彼が他のあらゆる社會上の弊害の發生する源と考ふる所の二大弊害に對して戦つた。

4) A. Menger, a. a. O. S. 142

二大弊害とは一は地代を生む所の土地所有と、他は新たに金(利子)を生む所の資本所有と之である。此の兩者は其の所有者が自らは何等その地代や利子を生み出すべき働を爲さないのに、自らにして生れ出づるものと考へられた。オー、ブライエンは普通の社會主義者と同じく、資本主義制の下に於ける労働者の状態を奴隸的状态と考ふる者で、此の産業組織は労働者をして昔時の奴隸制度の下に於ける眞實の奴隸よりも、更に悲惨なる境涯に陥れたものと考ふるのである。

彼は惟ふやう、正當にして合理的なる社會に在つては、貨幣は一エーカーの土地をも買ふ能はず。又人が社會に對して一磅の富を生産するか、又は一磅に相當する勤勞を爲すに非ざれば、一磅の金をも其の所有中に加ふるを得べきものでない。地主と兩替屋とは世界に生存し得べき權利を有たぬものであると。

オー、ブライエンの説の中にはまた餘剩價値に關する見解も表はれて居る。即ち彼は労働者が現實に生産する所のものと彼が獲る所の僅少なる所得との差額は即ち之れ社會に於て或階級の人をして奢侈と怠慢に其生を送るを得せしむる所のものなりとし、社會の各人に對する安全の唯一の保障は、労働者が生産を爲す間に消費する所のもの以上に餘剩サイプラスを生産し得る能力に存すと考ふる。

總て斯かる考からしてオー、ブライエンは社會改革の必要を認め、之に關する意見を立てたので

あるが、其の社會改革意見は、土地の國有を以て大いなる社會改革の一部分に過ぎずと爲すもので、其の改革計畫は次の諸項に分ち考へらるゝ。

先づ第一に、土地制度の改革。政府は其の所有する所及び収入の餘裕を以て土地の購入を行ひ、購入したる土地の上には勞働者を移住せしめなければならぬ。而して此の土地より生ずる地代は又新なる土地の購入に用ゐられ、其購入は總て土地を得んと欲する人々が皆之を占有利用し得るに至る迄行はれなければならぬ。斯くて國家は漸次に全體の土地と鑛山と漁場とを所有するに至り、全國民の爲めに之を保存せなければならぬ。如何となれば土地は造化の各人に對する贈與物であつて、決して或個人の獨占的所有物たるべからざる性質のものだからである。又土地の獨占は土地所有より排斥せられたる人々の權利に對する侵害であつて、然かもそは人々をして多少とも地主及び資本主の奴隸たらしめないでは措かぬからである。

土地制度の改革に亞で行はれなければならぬものは、信用制度の改革である。即ち大いなる土地國有制の基礎の上には、又一の大いなる國家的信用制度が樹立せらるべきであつて、國家は之に依つて、何人でも土地の耕作の爲めに又は他の必要なる産業の方面に資本を使用せむと欲する者に對して、能く信用を與ふるを得、以て此等の人々をして賃備勞働制カエーメンシステムの不條理と專制より免るゝを得せしめなければならぬ。

右と關聯して行はるべきものは貨幣制度の改革である。即ち右の信用制度の改革に對しては貨幣制度の改革が附加せられなければならぬ筈で、現行の金屬貨幣は廢せられてその代りに國家の紙幣が用ゐらるゝ制度を布き、同時に國家は各地に公の倉庫を建設し、其處に各種の商品を保管する制度を設くべきである。而して其の保管さるゝ各種の貨物は其の各々に含まれたる勞働の分量に應じて評價せられ、其の評價せられたる所を基礎として國家紙幣に對して交換せらるべきである。<sup>5)</sup>

總て右の如きはオー、ブライエンの懐ける見地であるが、斯かる見地を持する者であるから彼は決して單純なる農業社會主義者ではなく、眞銘の社會主義者なりとせなければならぬ。而して其の提出せる土地制度改革案はたゞ之れ彼れの大きいなる社會主義的プログラムの一部分たるに過ぎざるを見遁すことが出來ぬ。

右トーマス、スペンスとゼームス、ブロンテール、オーブライエンとの所見を掲げたのは、此等の人々が廣きに涉つて社會制度の改革を行はんとする社會主義者であり乍ら、特に土地の私有制を以て現存の社會的弊害の源泉なりと見、先づ以て土地の私有制の廢止を行ひ、其の公有制を樹立せなければならぬと主張する點に於て、社會主義的土地改良論者の先驅者であり、其代表者たらしむるに足るからのことである。けれども已に土地の私有制度なるものが、一般的に資本の私有

5) K. Diehl, op. cit. S. 71-74

制度と共に廢止せらるべきものとして、それが社會主義就中特に集産主義コレクティブイイズムのプログラムの根柢を形造るものたるからには、土地私有制度を否定する議論と其の廢止と共に國有制其他の公有制を布かんとする計畫とは廣く之を社會主義のリテラチュア<sup>リテラチュア</sup>及び運動綱目中に見出すことが出来る。即ち大抵の社會主義者の議論に於ては土地私有制否認論を見ることが出来、大抵の社會主義運動に於ては其プログラムの一項目として土地私有制廢止の科條の掲げられたるを見る次第である。

されば土地私有制否認論はスペインスやオー、プライエンの死後に於ても社會主義者の遺産として引續き多くの人々に依つて擴張せられ充實せられ、以て現今に及びて居る。従て今此等の人々の所論に就いて一々詮索を試むることは出来兼ねるが、試に唯一つ最近に於ける土地私有制否認論の明確なるものを挙げやうならば、吾等は之を近頃我國に於ても盛に讀まれて居るパートランド、ラッセルの著書中に於て見出すことが出来る。彼は『社會改造の原理』中に於て一般に財産制に就いて論ずるに當つて、土地所有制に對して頗る深刻なる痛撃を與へて居る。彼の謂ふ所は大體次のやうである。

土地の私有制度は刀の方に依る歴史的理由以外に何等之を正當とすべき理由を有たぬ。封建時代の初に當つて或種の人々は彼等の好まざる人間をば或地方に住ふことなからしむるやう之を強制するに足る武力を持て居た。彼等が其の支配する土地に居殘ることを許した者等は彼等の農奴となつて其所に住ふことを許されたる恩恵に對する酬償として彼等の爲めに勞働すべく強制せら

れた。そして私の實方の代りに公の法律を作るに當つては、刀劍に依つて得られたる權利は紊さるゝことなく其儘に残し置かるゝ必要があつた。斯くて土地は之を征占したる人々の所有となつた。そして農奴等は勤勞を捧ぐる代りに地代を支拂ふことを許さるゝに至つた。されば土地の私有制に就いては、たゞ然らざれば決して法律に服従することなかるべき暴逆なる掠奪者を宥むるが爲めの歴史的必要以外、何等之を正當とすべき理由がない。

現今に至るまで人々が、たゞ土地の所有といふことに依つて少數者が之を行ふを得る専制と強奪とを堪え續けねばならなかつたといふことは、實に之れ人間情性の他に類例なき活例である。土地の私有制といふものよりして社會に生じ來るべき善事とては一ツもない。如何なる種類のものもない。されば若し人々が十分合理的であるならば、彼等は明日にも土地の私有制なるものは其の現在の所有者に對して適當なる生活上の所得を與ふる以外に何等の賠償を行ふことなくして之を廢止すべきものなることを制定するであらう。

たゞ地代を廢止するだけのことは、不條理を排除くに足らぬ。何せなれば、最も好き位置を占めたる土地や、最も豊饒なる土地の占有者に對して多大の利益が與へらるゝからである。要するに地代の發生することは必要避くべからざる所であるが、たゞそれは國家若くは公共事務を行ふ他の團體に支拂はれなければならぬのである。而して若し地代の總額が斯かる目的の爲めに必要とせらるゝ所以上なるに於ては、それは共同の基金中に繰込まれ、人民の間に平等に分配せら

るべきである。斯かる方法は正當のものたらざるを得ないであらう。そして啻に貧困を除去するに貢献する所あるのみならず、土地の濫用と地方顯紳の專制を防止するに足るであらう。現今資本の力として表はるゝ所のものゝ多くは、實際に於ては土地所有者の方たるに外ならぬ。例へば鐵道會社や鑛山所有者の力の如き之である。何れにしても現時の制度の弊害と不條理とは明々白白である。其れにも拘らず人々が之を耐え得て居るのは如何なものであらう。防止し得べき弊害乍ら之に慣れたりといふだけの理由で忍耐してゆく其の忍耐力は強大なものだといはねばならぬ。果して何れの時に於て此の不可解なる背理に對して止を刺すに至るべきかを豫想することは不可能なるほど爾かく強大である。<sup>6)</sup>

右はラッセルの所論の大意であるが、全國の土地の半は僅か五百人の大地主に依つて所有せられて居ると云はるゝほど土地獨占の弊の甚しき英吉利に在つて、此種の痛烈なる土地私有制の批評を聽くは謂はゞ當然のことゝせなければならぬ。けれども此種の批評は獨りラッセルに於て之を見るばかりではなく、大抵の社會主義者及び社會主義的見解を持つる者の間には通有の議論である。即ち古くはスペンス、オーブライエンより下つては現代の社會主義者に至るまで、思想の系統は連綿として續いて居る。即ち土地私有制の廢止といふことは、社會主義傳來のプログラムと見て間違ないのである。(未完)

6) B. Russell, Principles of Social Reconstruction, pp. 126-7.